

○財務省告示第百六十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
条第十一项の規定に基づき、平成二十七年四月二
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百二十六回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項並びに財政法（昭和二
十二年法律第三十四号）第七
条第一項、法律第九十九号（昭
和二十六年法律第九十九号）第
九条第一項並びに特別会計に
関する法律第八十三号（昭和五
十年法律第三十七号）第九十
五条第一項、同条第四項、第九
十條第一項及び第三百三十七
条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規
定の適用を受けるものとし、
その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為される入
札

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 当 た
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 支 を と
七 か 通 百 支 払 は、
年 通 知 を 円 に つ き 償
四 知 を 受 け け け 還
月 受 け け け け 還
二 け け け け 還
十 け け け け 還
日 者 者 者 者 期
が
銀
行
休
業
日
に